

環大規第 1 1 3 号

環大二第 5 9 号

平成 8 年 5 月 3 0 日

都 道 府 県

大気保全担当部局長 殿

大気汚染防止法政令市

環境庁大気保全局 大 気 規 制 課 長

自動車環境対策第二課長

大気環境の常時監視の適正な実施について

大気環境の常時監視は、大気環境保全施策の立案、実施及びその成果の評価を行うための基礎資料を提供するものであり、大気環境保全行政を推進する上で極めて重要な位置を占めている。このため、大気汚染防止法においては、都道府県知事及び大気汚染防止法政令市の長に対して大気汚染の常時監視を義務付けており、環境庁においても、この常時監視の結果を集約・評価し、各種施策の実施に伴う環境改善効果の点検及び新たな政策展開のための基礎資料として活用している。

このように大気環境の常時監視は大気保全行政の展開にとって欠くべからざるものであるが、常時監視体制の現状を見ると、常時監視の目的に照らして測定局の配置又は試料大気の採取口の高さに問題があるものが一部認められ、関係方面からもその早急な改善が求められるに至っている。

については、下記により、大気環境の常時監視の適正な実施に万全を期されたい。

1 測定局の適正な配置について

(1) 一般環境大気測定局について

一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)の整備が開始された当初は大気汚染の程度が著しく、社会的要請等の強い場所を中心に整備が図られてきたが、大気汚染の態様及び社会情勢等の変化に伴い、その配置について見直しを行う必要が生じてきた。

このため、当局においては、昭和61年3月、「一般環境大気測定局における測定値の地域代表性について」をとりまとめ、関係地方公共団体に示した(昭和61年3月3日付け環大規第34号)ほか、機会を捉えて、社会経済動向の変化、大気汚染物質の排出源及び環境濃度の動向等を踏まえて常時監視体制の現状の評価及びその見直し等について指導してきたところである。

しかしながら、一部の地方公共団体においては、十分な検討が行われておらず、従前からの配置が踏襲されているところも認められ、一般局の配置を含む常時監視体制の適正化について一層の努力が求められているところである。また、平成8年3月には、総務庁からもその改善について勧告がなされたところである(別添参照)。

については、社会経済動向の変化、大気汚染物質の排出源及び環境濃度の動向等に常に注意を払い、一般局の配置について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じ見直しを行う等、その適正化に努められたい。

なお、貴職管下の一般局の配置に関するこれまでの点検、評価及び見直しの実績及び今後の予定について、大気規制課あて7月1日(月)までに報告願いたい。

(2) 自動車排出ガス測定局について

自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)における大気環境の常時監視については、従来、大気汚染防止法第21条に基づく措置要請等を行うための基礎データの収集・把握、環境基準の達成状況の把握を目的としており、局所的高濃度地点の監視に重点が置かれていた。

しかしながら、近年の浮遊粒子状物質、二酸化窒素等による広域的な大気汚染が深刻化している状況に対処するためには、総合的な大気汚染防止対策の検討、長期的な都市計画、土地利用計画の策定等が必要であり、そのための基礎となるデータも必要とされる等自排局に求められる機能及びその配置のあり方も変化しているところ、一部の地方公共団体においては、自排局の配置について未だ十分な検討が行われておらず、従前からの配置が踏襲されているところが見られる。

このため、当局においては、「自動車排出ガス測定局の配置等について」(平成7年6月23日付け環大二第83号)により、沿道の大気汚染の監視についての基本的な考え方、自排局の当面の配置・設置のあり方等を示したところである。

また、平成8年3月には、総務庁からもその改善について勧告がなされたところである(別添参照)。

については、上記通知の趣旨を踏まえ、自動車交通量、走行速度等の交通条件、環境濃度等の動向等に注意を払い、自排局の配置について点検及び評価を行い、必要に応じ見直しを行う等、その適正化に努められたい。

なお、貴職管下の自排局の配置に関し、現在の状況とこれまでの点検、評価及び見直しの実績及び今後の予定について、自動車環境対策第二課あて7月1日(月)までに別添様式1及び2にて報告願いたい。

2 大気環境の常時監視に係る試料大気の採取口の高さについて

大気環境の常時監視に係る試料大気の採取口の高さについては、昭和46年8月25日付け環大企第5号、昭和47年2月14日付け環大企第27号及び昭和48年6月12日付け環大企第143号(以下、「局長通知等」という。)により示されているところであるが、これが示されてから20余年が経過したところである。

この間、産業構造の変化、住宅の高層化、土地価格の高騰等社会情勢の変化に伴い、局長通知等に照らして一部不適切な測定局があるとの指摘が総務庁等からなされるに至っている。

試料大気の採取口の高さについては、平成6年11月10日付け環大規第257号により関係地方公共団体に対して試料大気の採取口の高さについて総点検を行い、その結果を報告するよう指示するとともに、有識者からなる検討会を設置してその

あり方について検討を行ってきたところであるが、その結果、概ね次のような結論が得られた。

- (1) 局長通知等に示されている試料大気の採取口の高さについては、人の健康の保護という観点から適切かつ柔軟に定めることとされており、現時点においてこれを変更する必要は認められないこと。ただし、常時監視の適正な実施を推進する観点から、試料採取口の高さについてより具体的に考え方を示す必要があること。
- (2) 局長通知等の趣旨を十分理解・検討した上で採取口の高さを設定しているところがある一方で、これを十分理解せず、測定局の用地確保の難しさ等を理由に安易に是正のための検討を放棄している例が多く見受けられたこと。特に、一般局全数の8.3%に当たる143局について問題があることを認識しながらも十分な是正のための検討が行われていないという現状は大きな問題であり、早急に再検討を行い、必要に応じ是正等の措置が講じられるべきであること。

については、局長通知等に示された試料大気の採取口の高さについては、別紙「試料大気の採取口の高さの考え方について」のとおり運用することとしたので、貴職管下の測定局について至急再点検を行い、別紙の考え方に照らして不適切な測定局については早急に改善措置を講ずることとされたい。

なお、再点検の結果及び改善計画について、大気規制課あて7月1日(月)までに報告願いたい。

3 留意事項

上記1及び2の事項に係る改善状況等については、随時報告を求めることがあるのでご承知おき願いたい。また、これらの改善状況等については、大気環境の常時監視のための機器整備に係る国庫補助金の交付決定に当たり参考とすることとしているので併せてご承知おき願いたい。

1 局長通知等に示された試料大気の採取口の高さ

(1) 一酸化炭素

「一酸化炭素は、大部分が自動車から排出されるので、測定点は交通ひん繁な道路または交差点の周辺であって、人が常時生活し、活動している場所またはこれに近接した場所に設定する。採取口の高さは、おおむね1.5mとする。」

「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」(環境庁大気保全局長通知。昭和46年8月25日環大企第5号)

(2) 浮遊粒子状物質

「採気口については、地上からの土砂の巻上げ等による影響を排除するため、原則として地上3~10mの高さに置くものとする。」

「浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定について」(環境事務次官通知。昭和47年2月14日環大企第27号)

(3) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び光化学オキシダント

「試料空気の採取は、人が通常生活し呼吸する面の高さで行なわれるべきであり、原則として地上1.5m以上10m以下の高さにおいて行なうものとするが、高層集合住居等地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合には、試料空気を採取する高さは適宜その実態に応じ選択すべきものとする。」

「大気汚染に係る環境基準について」(環境庁大気保全局長通知。昭和48年6月12日環大企第143号)

2 試料大気の採取口の高さに関する局長通知等の考え方

これらの通知に一貫しているのは、大気環境基準を審議した中央公害対策審議会答申等に示されている「試料空気の採取は、人が通常生活し呼吸する面の高さで行なわれるべきである」との考え方である。

この考え方をもとに、採取口の高さとして「1.5m以上10m以下」が設定され、浮遊粒子状物質については土砂の巻上げ等を考慮して「3m以上」との条件が付加されたものである。

「1.5m以上10m以下」等と示されている高さについては、通知中にも「原則として」とあるように、固定的、硬直的に考えるべきではなく、高層住宅が密集している等の実態がある場合には、適宜その実態に応じ柔軟に判断すべきものである。また、やむを得ない事情によりこの範囲外に測定口の高さが設定されていたとしても、「試料空気の採取は、人が通常生活し呼吸する面の高さで行なわれるべきである」との考え方が十分確保されている場合には、直ちに通知に違背しているとはいえない。

なお、一酸化炭素については「おおむね1.5m」とあるが、これは大気汚染防止法第23条(緊急時の措置)に係る措置についての記述の一部として記述されているものであり、必ずしも、測定局一般に適用する必要はないと考えられ、通常は、二酸化硫黄等と同じ高さとする方が適切である。

以上の考え方を踏まえ、上記局長通知等に示された試料大気の採取口の高さについては、次のとおり運用することとする。

(1) 基本的考え方

大気環境基準が人の健康の保護を目的として制定されたことを踏まえれば、試料空気の採取は人が通常生活し呼吸する面の高さで行うこととする。

(2) 考え方1

基本的考え方を踏まえれば、その具体的な高さは、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント及び一酸化炭素については「地上1.5m以上10m以下」、浮遊粒子状物質については「地上3m以上10m以下」とする。

(3) 考え方2

高層集合住居等地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合であって、基本的考え方を踏まえて当該実態について十分検討した結果、考え方1によることが適当ではないと考えられるときは、適宜その実態に応じ適切な高さを設定する。

この場合において、並行測定を実施する等により、設定した高さが適切であることを確認する。

(4) 考え方3

用地の確保等やむを得ない事由により考え方1及び考え方2のいずれにもよることができない場合又はそれによることが適当ではないと考えられる場合であって、基本的考え方及び考え方1が実質的に確保されていると認められる場合には、上記局長通知等に照らして適切であると判断する。

この場合において「実質的に確保されていると認められる」かどうかについては、大気環境基準及び地方公共団体等における調査結果等を勘案し、次により判断することとする。

ア 採取口の高さが30mを超えていないこと。かつ、

イ 考え方1における高さにおいて連続して1月間以上の並行測定を行った場合の測定結果と比較して、1時間値の日平均値の平均の差が大気環境基準の下限値の1/10を超えていないこと。なお、四季の変化による影響を知るため、この並行測定は四季に併せて1年に4回以上行うこと。

